

【報告】 議会基本条例策定代表者会議 作業班 第2班

2月19日（水） 15:00～16:15 @議会応接室

参加者：齋藤班長、板倉、鈴木、遠藤、紀、渡辺ふ、田頭、中山、白井

=====

▼作業部会第2班の役割の確認（齋藤座長から）

第3章のたたき台を基に、「公聴会制度」「参考人制度」をどう扱うかの協議をする旨
確認

→齋藤班長のほうでのたたき台を作成済み、それを説明

（結論）※再確認

第3章の中に入れることを前提として2案を作成し、代表者会議へ提案する。

- ① 第6条の中に入れた場合の条文案
- ② 別条立てにした場合の条文案

▼第6条の中に入れた場合の条文案

（条文案）

議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努める。

▼別条立てにした場合の条文案

（条文案）

（公聴会・参考人制度を活用する議会）

第〇条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。

2 議会は参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。

※「積極的に」については積極的な議論がありました。

A：元々制度としてあるのだから条例に記載するのであれば「積極的に」という表現を使うべき。

B：「積極的に活用し」を繰り返す必要はない。形容詞は不要

【課題】

作業班で何を議論するかをしっかりと共有できるようにしたい。

（特に代表者会議に参加していない方々への議論の経緯などの情報共有が課題）

以上